

○大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則

平成10年3月16日

規則第16号

改正 平成17年3月28日規則第20号 平成17年6月24日規則第80号

平成24年1月4日規則第2号 平成28年3月15日規則第18号

平成28年3月31日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市浜大津公共広場条例（平成9年条例第43号。以下「条例」という。）

第10条の規定に基づき、大津市浜大津公共広場（以下「広場」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(平17規則80・一部改正)

(行為の許可)

第2条 条例第4条第2項の申請書は、大津市浜大津公共広場における行為の許可申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書は、行為をしようとする日の属する月の2か月前の月の初日から行為をしようとする日の7日前までに提出しなければならない。

3 市長は、条例第4条第1項の許可を与えるときは、大津市浜大津公共広場における行為の許可書（様式第2号）を当該申請をした者に交付する。

4 条例第4条第1項の許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 行為を取りやめるとき。

(2) 住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(行為者の遵守事項)

第3条 行為者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた目的以外に行為をし、又は許可を受けた権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

(2) 許可を受けた広場の区域以外の区域において行為をしないこと。

(3) 許可の期間が満了したときは、行為をした場所を原状に復し、清掃をすること。

(使用料の還付)

第4条 条例第8条第2項ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災地変その他行為者の責めによらない事由により、行為をすることができなくなったと認められるとき。
- (2) 雨天のため行為をすることが困難であると認められるとき。
- (3) 条例第7条の規定により、市長が広場の利用を禁止し、又は制限したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(使用料の減免)

第5条 条例第9条の規定により使用料を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をするとき。
- (2) 公益上の目的のための行為をするとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(平28規則18・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成10年3月27日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成10年4月2日までの間、第2条第2項中「行為をしようとする日の属する月の2か月前の月の初日から行為をしようとする日の7日前まで」とあるのは、「行為をしようとする日まで」とする。

附 則 (平成17年3月28日規則第20号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日規則第80号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月4日規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式第1号により調製した申請書は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成28年3月15日規則第18号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

大津市浜大津公共広場における行為の許可申請書

		受付番号	
		年 月 日	
(宛先) 大津市長		申請者 住所(所在地) _____	
		氏名(団体又は法人名及び責任者名) _____	
		電話 () _____ FAX () _____	
大津市浜大津公共広場における行為の許可を受けたいので、大津市浜大津公共広場条例第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。			
行為の目的			
行為の期間	年 月 日(曜日)	時から	
	年 月 日(曜日)	時まで()日間	
行為の内容			
使用面積	平方メートル		
その他			
使用料	円		
内 訳			
添付書類	<input type="checkbox"/> 行為を行う範囲を示す図面	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(注) 太線枠内を記入してください。

様式第2号(第2条関係)

(表)

大津市浜大津公共広場における行為の許可書

		許可番号	
年 月 日			
申請者 住所(所在地) _____			
氏名(団体又は法人名及び責任者名) _____様			
電話 () _____ FAX () _____			
大津市浜大津公共広場における行為を次のとおり許可します。			
大津市長 印			
行為の目的			
行為の期間	年 月 日(曜日)	時から	
	年 月 日(曜日)	時まで()日間	
行為の内容			
使用面積	平方メートル		
その他			
使用料	円		
内 訳			
行為の許可条件及び行為をするにあたっての遵守事項	裏面のとおりに記載		

(裏)

行為の許可条件及び行為をするにあたっての遵守事項

- 1 大津市浜大津公共広場(以下「広場」という。)において、公の秩序又は善良な風俗を乱してはならない。
- 2 広場を損傷し、又は汚損してはならない。
- 3 前項の規定に違反したときは、市の指示に従い、速やかに広場を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 4 広場の他の利用者に迷惑を及ぼしてはならない。
- 5 許可を受けた目的以外に行為をし、又は許可を受けた権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- 6 許可を受けた広場の区域以外の区域において行為をしてはならない。
- 7 許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときは、速やかに、行為をやめ、行為をした場所を原状に復したうえ返還しなければならない。
- 8 大津市浜大津公共広場条例(平成9年大津市条例第43号)又は前各項の許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。
- 9 市は、前項の規定による許可の取消しによって損害が生じてもいっさい補償しない。

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平 2 4 規則 2 ・ 一部改正)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

(平 1 7 規則 2 0 ・ 平 2 8 規則 2 8 ・ 一部改正)